

資料2  
男女共同参画及多様な  
性の尊重に関する審議会  
令和7年1月30日

(答申案)

令和7年(2025年)1月30日

横須賀市長 上地 克明 様

横須賀市男女共同参画及び  
多様な性の尊重に関する審議会

委員長 志村 直愛

横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例の見直し  
について (答申)

令和6年6月28日付け横市人第17号にて諮問されました標記について、当審議会において審議を重ねた結果、別添の通り「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の見直しについてとりまとめましたので、ここに答申いたします。

この答申にあたっては、条例に掲げる「性別等による偏りのない社会」「誰もが活躍できる社会」「誰も孤立させない社会」の実現に向け、ジェンダー平等・男女共同参画と多様な性の尊重に関するそれぞれの課題を解決するため、今後も一層施策を加速させることを要望します。また、社会情勢は常に変化し続けると予想されるため、その変化に迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き取り組みを進めてください。

# 横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための 条例の見直しについて

## 1 見直しの理由

本市では「性別等による偏りのない社会」「誰もが活躍できる社会」「誰も孤立させない社会」の実現を目指すため、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」（以下、「条例」という。）を制定しています。

本条例は、多様な性のあり方を尊重していくことを明確に示すため、平成 31 年に全面改正を行いました。

その後、社会情勢や価値観、ライフスタイルが変化したことに合わせ、迅速かつ的確に適応していくことの必要性も生じてきたことから、「第 6 次横須賀市男女共同参画プラン」の趣旨も踏まえ、本条例を見直します。

## 2 改正の概要

### （1）性別等に基づく暴力に関する規定の見直し（第 2 条第 8 号関係）

現行では、主として女性に対して行われる暴力行為を想定していますが、性別等に関わらず「誰もが被害者になりうる」という考え方を条例に反映させます。

#### ○改正内容

「主としてジェンダーに基づき女性に対して行われる暴力行為」を「主としてジェンダーに基づき行われる暴力行為」に改める。

### （2）「包括的な性と生殖に関する健康と権利」の考え方の反映（第 3 条第 5 号関係）

「性と生殖に関する健康と権利」の考えについて、現行では、妊娠、出産等に関わるものとして規定しているため、包括的な性の健康と権利を含む内容に改正します。

#### ○改正内容

「妊娠・出産等の性と生殖に関する健康と権利」を「包括的な性と生殖に関する健康と権利」に改める。

(3) アウティングの禁止、カミングアウトの強制・制限を禁止する規定の明確化（第8条第2項関係）

現行では、第3条第6号に「性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること」と規定されていますが、アウティングの禁止とカミングアウトの強制・制限について、よりわかりやすく明記します。

○改正内容

「全ての人、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない」を新たに加える。

(4) 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員の定数の規定の見直し（第11条第1項関係）

性別等による人権侵害の申出制度の件数に応じて、柔軟に制度を運用していくため、定数の規定を改めます。

○改正内容

男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員の定数を「3人」から「3人以内」に改める。

(5) 推進施設の名称の規定の見直し（第16条関係）

横須賀市立総合福祉会館5階に位置する「デュオよこすか」の名称について、どのような施設かを明確にするため、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設」に改正します。ただし、「デュオよこすか」は愛称として継続使用します。

○改正内容

推進施設の名称を「デュオよこすか」から「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設」に改める。

(6) その他所要の条文整備 (第2条第8号関係)

○改正内容

「ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号) 第2条第3項」を「第4項」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

(旧)	(新)
(前 略)	(前 略)
(定義) 第2条 (8) 暴力 性別等に基づく暴力行為(主としてジェンダーに基づき女性に対して行われる暴力行為をいう。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。	(定義) 第2条 (8) 暴力 性別等に基づく暴力行為(主としてジェンダーに基づき行われる暴力行為をいう。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。
(中 略)	(中 略)
ウ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)	ウ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。)
(中 略)	(中 略)
(基本理念) 第3条 (5) 全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。	(基本理念) 第3条 (5) 全ての人が、 <u>包括的な性と生殖に関する健康と権利を認め合い</u> 、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。
(中 略)	(中 略)
(性別等による人権侵害の禁止) 第8条 全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別	(性別等による人権侵害の禁止) 第8条 全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別

的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。

(中 略)

(男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員)

第 11 条 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員(以下「委員」という。)を置き、定数を 3 人とする。

(中 略)

(推進施設の位置及び名称)

第 16 条 推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市本町 2 丁目 1 番地  
名称 デュオよこすか

(以下省略)

的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。

2 全ての人は、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

(中 略)

(男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員)

第 11 条 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員(以下「委員」という。)を置き、定数を 3 人以内とする。

(中 略)

(推進施設の位置及び名称)

第 16 条 推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市本町 2 丁目 1 番地  
名称 横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設

(以下省略)

## 【用語解説】 諮問と答申

### 諮問（しもん）

市が審議会に対して、ある特定の問題や課題について意見や助言を求めることを指します。市が何かを決定する前に、専門家や有識者、審議会の意見を聞くためのプロセスとなります。

### 答申（とうしん）

諮問を受けた審議会がその問題について審議・検討した結果として、市に対して意見や答えを伝えることです。審議会の意見や提言をまとめた回答が市に示され、行政の意思決定に役立てられます。

諮問は市からの「質問」、答申はそれに対する「答え」となっています。